

審査基準及び標準処理期間整理個表

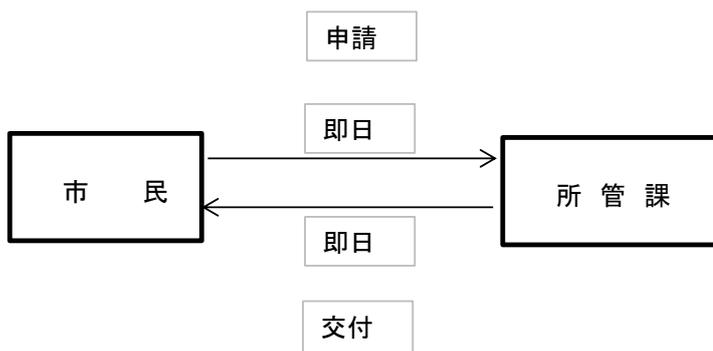
番号 81

処 分 名	標準負担額減額認定証の交付	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、審査基準に適合した場合に交付する。	
根 拠 法 令 名	国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)	
条 項	第26条の3第2項	
所 管 課	国保・年金課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	国民健康保険法施行規則第26条の3を基準とする。	
【根拠法令等】		
国民健康保険法施行規則		
<p>第二十六条の三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による保険者の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>二 認定を受けようとする被保険者の入院期間</p> <p>三 令第二十九条の三第一項第三号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第三項第一号において「減額認定世帯員」という。)のすべてが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者である旨</p> <p>四 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は、様式第一号の六による標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>3 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、減額認定証を保険者に返還しなければならない。</p> <p>一 減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者でなくなつたとき。</p> <p>二 減額認定証の有効期限に至つたとき。</p> <p>4 第七条の二(第三項ただし書を除く。)の規定は、減額認定証の検認及び更新について準用する。</p> <p>5 世帯主又は組合員は、減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>6 減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その減額認定証を添えなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 7 世帯主又は組合員は、減額認定証の再交付を受けた後、失った減額認定証を発見したときは、直ちに、発見した減額認定証を保険者に返還しなければならない。
- 8 認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)に規定する届書(第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の二までの届書を除く。)には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る減額認定証を添えなければならない。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。